**平成３０年（フ）第２８号**
茨城県つくば市観音台１丁目９番地９　観音台テラスハウスＷ棟201号、前住所茨城県つくばみらい市板橋2844番地282
債務者　菅原　理栄
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２９年（フ）第５７４１号**
大阪市生野区巽南１丁目２番３号巽ロイヤルハイツ302号
債務者　米田　良夫
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２８７号**
大阪市東住吉区針中野１丁目15番28―109号
債務者　藤本健太郎
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第２９４号**
大阪市港区波除１丁目２番５―208号
債務者　三槻　秀伸
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３４３号**
大阪府枚方市上野２丁目９番52―203号
債務者　外山　　忍
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第３８４号**
大阪府東大阪市布市町１丁目10番26―506号
債務者　松村　弥生（旧姓平部）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４０９号**
大阪府東大阪市加納１丁目４番25号　プレジール加納　102号、前住所大阪府大東市三箇１丁目13番16号　パークメゾンサンガ二番館307
債務者　岡本　勝喜
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４２７号**
大阪市大正区小林東３丁目６番15号
債務者　脇元美智子
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第４５４号**
大阪市淀川区三津屋南２丁目19番33号　サンコートミツヤ　201号
債務者　石田　好邦
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第５４５号**
大阪府豊中市原田中１丁目14番32―118号、前住所大阪府豊中市走井３丁目３番19―500号
債務者　大竹　　学
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６２８号**
大阪府吹田市川園町61番２―902号
債務者　河野　洵之
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６６３号**
大阪府寝屋川市仁和寺本町４丁目１番７号
債務者　大藪みどり
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第６８５号**
大阪府枚方市牧野北町９番17―306号
債務者　河島　祥子（旧姓間瀬）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第７３８号**
大阪府東大阪市新庄１丁目12番20―407号
債務者　吉良　　芳（旧姓辻井）
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８１５号**
大阪府東大阪市六万寺町１丁目17番10号　アメニティ21　Ａ棟201号
債務者　船坂　佳代
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第８５１号**
大阪市平野区喜連西２丁目11番57号
債務者　サンワコミニケーションこと　三輪　進
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部

**平成３０年（フ）第９０５号**
大阪市旭区中宮３丁目１番11号　カーサ中宮302
債務者　永利　　宏
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで　大阪地方裁判所第６民事部